

国民年金に加入 しましょう

国民年金は、働く世代が出し合った保険料と税金をあわせて、お年寄りの世代に年金を支給する世代間の支え合いの制度です。

また、老後だけでなく、思わぬけがや病気で重い障がいが残ったときの障害基礎年金や不幸にもお亡くなりになった場合の遺族基礎年金といった制度もあります。

日本に住む20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入して保険料を納めることが義務付けられています。国民年金は、第1号被保険者（自営業・農林水産業の方とその配偶者・学生・家事手伝いなどの方）第2号被保険者（厚生年金や共済組合に加入の方）第3号被保険者（第2号被保険者に扶養される配偶者の方）の3種類に分かれます。

国民年金第1号被保険者で年金の未加入の方は、役場で加入の届出が必要です。年金を受給するには、少なくとも25年以上

公的年金に加入して保険料を納めていれば、老齢基礎年金が終身受けられることになっていきます。（保険料納付期間により年金受給額が変わります）

そして、納める保険料は、確定申告の際全額社会保険料控除として認められます。

皆さんからのよくある質問Q&A

Q 今まで保険料を納めてきたのですが営業不振で保険料を納めることができませんか。どうしたらいいでしょうか？

A お早めに役場の国民年金係で申請免除の手続きをしてくださいます。

申請手続きが遅れると障害基礎年金等が受けられない場合があります。免除には30歳未満の人は「若年者納付猶予」が、所得の少ない人は「申請免除」が、学生の人は「学生納付特例」があります。

社会保険労務士によるねんきん特別 便相談会の再開

社会保険労務士によるねんきん特別便相談会が、平成21年1月から3月まで大山町で再開されます。

詳しい日程などは防災無線でお知らせしますが、本庁は、月に2回、大山支所・中山支所では、月に1回社会保険労務士が相談を受けますので、心あたりの方は、この機会をご利用ください。（相談時間：朝10時から午後3時まで）

◆問い合わせ先

- 米子社会保険事務所
☎ 0859・34・6111
- 役場本庁住民生活課
☎ 0859・54・5210
- 大山支所総合窓口課
☎ 0859・53・3311
- 中山支所総合窓口課
☎ 0858・58・6114

すくすく子育て支援医療費助成事業

小・中学校の児童生徒の保険診療分通院・入院医療費の自己負担の一部を助成する、町独自の事業です。

対象 町内に住所のある小・中学生

助成内容 ○通院医療費

- ◆医療機関：1回につき、530円を引いた額の半額助成。
- ◆薬局：半額助成。

○入院医療費

1日につき、1,200円をひいた額の半額助成。

※附加給付があるときは当該給付の額に相当する額を控除する。

（付加給付額の方のものをお持ち下さい）

申請に必要なもの お子さんの保険証、印鑑（シャチハタ印不可）、保険点数のわかる領収書（レシート不可）、保護者の振込口座のわかるもの

※医療費は申請者である保護者の口座に振り込みます。

その他 特別医療費受給資格証をお持ちの方は対象となりません。

ただし、特定疾病で特別医療費受給資格証をお持ちの方は、特定疾病以外の診療についてのみ対象となります。

医療費の助成を受けるには、申請が必要です。



- ◆申請および問い合わせ先
本庁福祉保健課
☎ 0859-54-5207
中山支所総合窓口課
☎ 0858-58-6112
大山支所総合窓口課
☎ 0859-53-3311